



ノウゼンカズラ

# 村上会計だより

編集 発行人  
村上税理士事務所  
税理士 村上行雄  
税理士 村上慎一  
〒933-0843  
高岡市永楽町1-2  
TEL 0766(24)2030(代)  
FAX 0766(24)2160  
<http://murakami.zei-mu.com>

## 7月 (文月) JULY

17日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

### ワンポイント たばこ税の引き上げ

たばこの税率が、7月1日から引上げられます。たばこ税は国税と地方税に分かれていて、たばこ1千本につき従前の7,072円から7,924円(国税3,552円+地方税4,372円)になります。地方税分はさらに都道府県と市町村に分かれており、地元で買えば、地元の税収に寄与する制度になっています。

## 7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月18日
- 国 税 / 所得税予定納税額の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 7月31日
- 国 税 / 11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告 (100人以上の事業場) 7月18日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

# 特殊支配同族会社

## 役員給与との

## 損金不算入制度（創設）のポイント

平成十八年度税制改正の中で、中小企業に最も関心の高いテーマの一つは、創設された「特殊支配同族会社」いわゆる実質一人会社での役員給与との損金算入規制措置のようです。

そこで、以下、制度のポイントを整理してみます。

### 1 制度創設の趣旨

平成十八年五月一日施行の会社法では、最低資本金要件の廃止等により、節税を目的とした個人事業者の法人成りが容易になっています。

そのため、個人事業者が法人成りにすることにより図表1のように、オーナー給与につき法人段階での損金算入及び個人段階での給与所

得控除相当部分の利用が可能になります。

これが、経費の二重控除と考えられ、その二重控除分の損金算入を制限するために一定の要件に該当する場合には、オーナー社長給与に係る給与所得控除相当部分を法人段階で損金不算入とするわけです。

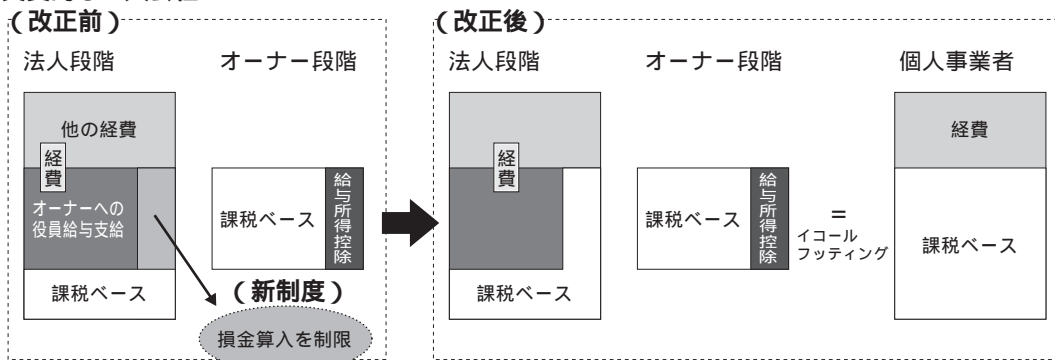
### 2 制度の内容

#### (1) 概要

内国法人である特殊支配同族会社が、業務主宰役員（オーナー）に対して支給する給与の額のうち給与所得控除に相当する部分の金額は損金の額に算入されないこととなります。

図表1 財務省の説明図

### 実質的な一人会社



図表3

### 特殊支配同族会社の役員給与との損金不算入額

業務主宰役員給与と額 (a)	損金不算入額
65万円まで	全額
65万円超 162.5万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	(a) × 40%
180万円超 360万円以下	(a) × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(a) × 20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	(a) × 10% + 120万円
1,000万円超	(a) × 5% + 170万円

図表2

要件	特殊支配同族会社の判定
出資要件	業務主宰役員及び業務主宰役員関連者の所有株式数等 発行済株式総数等の90%
役員要件	業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の数 > 常務に従事する役員総数の50%

(2) 特殊支配同族会社

同族会社の業務主宰役員（法人の業務を主宰している役員をいい、個人に限りません）及び業務主宰役員と特殊の関係のある者（親族等）が、同族会社の発行済株式又は出資の総数の90%以上に相当する数の株式等を有する場合等で、かつ、業務主宰役員及び常務に従事する親族等の総数が常務に従事する役員（総数の半数を超えている会社をいいます（図表2参照））

(3) 常務に従事する役員

常務に従事する役員には、役員（の肩書きがあっても、非常勤の場合のように、実質的に経営に従事していないと認められる場合は該当しないと考えられます。）

(4) 損金不算入額

役員給与の損金不算入額については、所得税法の給与所得控除額の計算と同様です（図表3参照）。ただ、その対象となるのは暦年ではなく、あくまで法人の事業年度に支給された給与が対象となります。例えば、三月決算法人であれば、四月～翌年三月に支給を受けた給与が計算の基礎となります。

なお、事業年度中にオーナーの異動があった場合は、期末時点のオーナーと期中のオーナーそれぞれについて計算した金額の合計額とされています。

3 適用除外

特殊支配同族会社の基準所得金額（直前三年間の所得金額に業務主宰役員の報酬額を加算した額の前三年間の平均額）が年八〇〇万円以下である場合、および基準所得金額が年八〇〇万円超三千万円以下で、かつ、基準所得金額に占める前三年業務主宰役員平均給与額の割合が50%以下である場合には、この制度は適用されません（図表4参照）。

4 判定

内国法人が特殊支配同族会社に該当するかどうかの判定は、その事業年度終了の時の現況によります。したがって図表2で示した出資要件と役員要件の期末における状況に注意するとともに、ここが対策を講じるポイントにもなります。

図表4 平成19年3月期に給与所得控除相当部分が損金不算入の適用除外となる場合

事業年度	所得の金額若しくは欠損金額	業務主宰役員の給与	合計額 +
平成16年3月期	300万円	600万円	900万円
平成17年3月期	360万円	720万円	1,080万円
平成18年3月期	720万円	840万円	120万円
合計額	60万円	2,160万円	2,100万円
3年平均額	20万円	720万円	700万円

700万円 800万円 適用除外



特殊支配同族会社に該当する会社の改正前と改正後の税負担額（千円未満切捨）比較

事例	改正前の税額	給与所得控除	改正後での税額	負担増( - )
1 法人所得100万円 オーナー給与800万円	378,000円	2,000,000円	994,000円	616,000円
2 法人所得1,000万円 オーナー給与2,000万円	3,522,000円	2,700,000円	4,731,000円	1,209,000円

の税額は法人税、法人住民税、法人事業税の合計額。法人税は所得800万円まで22%、所得800万円超30%、法人住民税は均等割7万円、法人税割17.3%、法人事業税は所得400万円まで5%、所得800万円まで7.3%、所得800万円超9.6%として計算。

## ゴルフ会員権の 取得・売却等の課税関係



預託金制ゴルフ会員権の取得、売却、倒産の場合の課税関係を教えてください。



1 取引の主体が法人である場合

(1) 取得した場合

入会金、預託金については会員権勘定等の資産に計上し、年会費については原則として交際費に計上します。

(2) 売却した場合

固定資産の売却時と同様の処理をします。差益は益金算入、差損は損金算入されます。

(3) ゴルフ場が倒産した場合

預託金の法的性格は預託債権であるため、評価損の計上は認められません。また、貸倒引当金の対象債権にも該当しません。

しかし、退会の届出、預託金の一部切捨て、破産宣告等の事実に基づき預託金返還請求権

の全部又は一部の損失が実現したと認められるときは、貸倒損失及び貸倒引当金の対象債権とすることができます。

2 取引の主体が個人である場合

(1) 取得した場合

入会金、預託金は取得費を構成し、年会費は家事費に該当します。

(2) 売却した場合

譲渡益が生じた場合には、譲渡所得（総合）として課税されます。また譲渡損が生じた場合には他の所得と損益通算できます。なお、譲渡した者が青色申告者であるときは、損益通算後の純損失について繰越控除や繰戻還付の規定の適用を受けることができます。

(3) ゴルフ場が倒産した場合

ゴルフ場が倒産したため、その価値がなくなった場合には雑損控除の規定は適用できません。また、倒産後に会員権を譲渡しても預託金返還請求権の譲渡とされ譲渡所得の基因となる資産には該当しないため、その損失を他の所得と損益通算することはできません。

証券及び繰延資産以外の資産のうち  
の範囲を「棚卸資産、有価  
証券及び繰延資産以外の資産のうち  
の範囲を「棚卸資産、有価

答

までとされています。  
法人税法では、固定資産  
の範囲を「棚卸資産、有価  
証券及び繰延資産以外の資産のうち  
の範囲を「棚卸資産、有価

問

税金  
メモ  
著作権の取得とその処理について

「次のもの」と定めています。  
一 土地（土地の上に存する権利を含む）  
二 減価償却資産  
三 電話加入権  
四 その他右記一～三に準ずる資産  
ご質問の著作権は著作権法でその保護がされており、時の経過によりその価値が減少する性格ではないことから前記四に該当し、非減価償却資産として取り扱われません。

## 飲食店を居抜き譲渡した場合



私は飲食店を営んできましたが、このたびその店舗をいわゆる居抜きで従業員であった調理師に譲渡することとしました。この場合の課税関係を教えてください。



いわゆる居抜きで営業一式を譲渡した場合には、譲渡資産を棚卸資産、内部造作、什器備品等減価償却資産、借家権等をそれぞれ次のように事業所得または譲渡所得の総収入金額に区分してから所得計算することとなります。

譲渡所得(総合)に該当するもの	事業所得に該当するもの
内部造作	棚卸資産
取得価額10万円以上の減価償却資産(取得価額20万円未満の減価償却資産で一括償却資産の必要経費算入を選択したものを除きます)	譲渡所得に該当する減価償却資産以外の減価償却資産
取得価額20万円未満の減価償却資産で一括償却資産として必要経費算入を選択したものや取得価額10万円未満の少額減価償却資産のうち業務の性質上基本的に重要なもの(反復継続して譲渡されるものを除きます)	
借家権	